

石川県警察術科訓練安全管理要綱

昭和49年10月1日
発教第487号

改正 平成14年 6月 4日務甲達第92号

第1 目 的

この要綱は、術科の訓練（試合、検定及び審査を含む。以下同じ。）に伴う受傷事故の防止及び保健管理に関する事項を定め、もって安全かつ積極的な術科の訓練の推進を図ることを目的とする。

第2 適用の範囲

この要綱は、点検、礼式、教練、けん銃操法、救急法（水上安全法を含む。）逮捕術、柔道、剣道、体育、その他の術科の訓練に関して適用するものとする。

第3 術科安全管理委員会

1 設 置

安全かつ効果的な術科の訓練の推進を図るため、警察本部に術科安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

2 任 務

委員会は、術科の訓練の安全管理を推進するため、次のことを行うものとする。

- (1) 安全管理の基本となるべき対策の樹立に関すること。
- (2) 安全管理の措置基準の制定に関すること。
- (3) 事故の調査、統計、分析及び再発防止に関すること。
- (4) 安全教育の実施計画の策定に関すること。
- (5) 安全意識の高揚に関すること。
- (6) その他安全かつ効果的な術科の訓練を推進するため必要な措置に関すること。

3 組 織

委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織し、委員長は、警務部長とし委員には警務課長、厚生課長、監察官室長、警察学校長、金沢中警察署長及び本部長の指名する警察術科について専門的技能を有する者をもってこれにあてる。

4 会 議

委員会は、委員長が定めるところにより定期的を開催するものとする。ただし、重大な事故が発生したとき、その他必要があるときは、その都度開催するものとする。

5 事 務

委員会の事務は、警務課において行うものとする。

第4 術科安全管理者

1 指 名

術科訓練の安全管理を推進するため、警務課長、機動隊長、交通機動隊長、警察学校長および警察署長を術科安全管理者として指名するものとする。

2 任 務

術科安全管理者は、委員会と緊密な連絡をとりながら次のことを行うものとする。

- (1) 安全管理の措置基準の実施及び指導監督に関すること。
- (2) 安全管理の実態は握に関すること。
- (3) 事故の調査、検討及び報告に関すること。

とくに、術科訓練中受傷事故(死亡事故及び全治14日間以上を要するもの)が発生したときは、公私の別を問わず、別記様式1「術科訓練受傷事故調査表」によりすみやかに委員長に報告すること。

- (4) 安全教育及び安全意識の高揚の実態に関すること。
- (5) その他委員会が指示する事項に関すること。

第5 術科指導者

1 任 務

術科指導者は、別添1「安全管理の措置基準」を遵守するとともに、術科安全管理者の指示に従い訓練の指導にあたるものとする。

2 指 名

術科指導者は、本部にあっては警務課次席、機動隊、交通機動隊の副隊長、警察学校の副校長及び警察署にあっては、副署長、次長とする。

ただし、柔道剣道、けん銃、逮捕術ならびに救急法については、「石川県警察術科訓練に関する訓令(昭和47年5月15日、石川県警察本部訓令第26号)」に定める術科指導者とする。

第6 術科訓練者

術科訓練者は、術科訓練に関する諸規則を遵守するとともに、術科指導者の指示に従い、意欲的かつ真剣な態度で統制のある訓練を行わなければならない。

様式 1

術科訓練受傷事故調査表

年 月 日作成

事故発生日		昭和 年 月 日(曜)午 前 時 分頃				天候	気温	水温	湿度
事故発生場所									
事故者等	事故関係者	事 故 者				当 事 者			
	住 所								
	所 属・ 係								
	階級・氏名	階級		氏名		階級		氏	
	生年月日	大正 昭和 年 月 日(歳)				大正 昭和 年 月 日(歳)			
	勤務年数		既往症		勤務年数				
	段級位								
発生状況等	事故発生時の術科訓練科目内容状況等の環境								
	受傷の部位種類及び程度					医師の見			
	事故発生状況と人的物的関係								
指導者等	指導者・目撃者の別	指 導 者				目 撃 者			
	住 所								
	所 属・ 係								
	階級・氏名								
	生年月日	大正 昭和 年 月 日(歳)				大正 昭和 年 月 日(歳)			
	段級位及び指導								
備考	事故者の訓練状況					改善見			
	公務災害認定の状況					調査者の所属・階級・氏名			

別添 1 安全管理の措置基準

第 1 共通的事項

1 人的管理

- (1) 訓練者の健康状態、術科技能、体力、段級位、性格、訓練参加度及び既往症等をは握して、訓練上欠陥のある者の発見に努めること。特に必要があると認めるときは、事前に医師の健康診断を受けさせること。
- (2) 訓練者の年齢、体力及び技能等によって無理のない計画をたて、十分な準備のもとに行わせること。
- (3) 訓練に際しては、訓練者の数、訓練場所及び訓練の内容等を考慮して、適宜、班を編制して統制のある訓練を行わせること。
- (4) 各種訓練に際しては、無理な方法で危険な技等は、行わせないこと。
- (5) 訓練中の指導、監視体制を擁立し、常に訓練者の動静に注意し、異常を認めたとときは、訓練を中止させる等の措置をとること。
- (6) 救急措置の研究及び救急措置体制の整備をしておくこと。
- (7) 技能に応じて、かつ、基本に忠実な訓練を行わせること。
- (8) 平素、訓練から遠ざかっていた者が訓練に参加したときは、急激な訓練を行わせないこと。
- (9) 高年齢者には、体力の過信をさせないこと。

2 物的管理

- (1) 射撃場、道場及び体育館等の床面、畳、腰板部、照明、採光、通風、換気、防湿及び消火設備等を入念に点検し、破損か所等を発見したときは、早急に補修、整備の措置又は手続きをとること。
- (2) 用具、防具等は、定期に又は使用前後に必ず点検し、異常を認めたとときは、使用を禁止し、又は補修した後に使用させること。
- (3) 道場又は体育館内には、訓練に不用な物品をできるだけ置かないようにすること。
- (4) 寒冷地では、特に冬期間の保湿に保留すること。
- (5) 服装、用具及び防具等は、それぞれ訓練者の体格に合った物を着装又は使用させること。

第 2 科目別事項

1 けん銃操法訓練

- (1) 射撃場において訓練実包による射撃訓練を行うときの措置

訓練者には、いかなる場合においても、「けん銃の安全規則（「警察官等けん銃使用及び取扱い規範」（昭和 37 年 5 月 10 日国家公安委員会規則第 7 号）第 5 条）、「けん銃訓練要綱（昭和 43 年 12 月 23 日警察庁丙教発第 128 号警察局長）及び「石川県警察学校射撃場管理及び使用規程（昭和 38 年 7 月 25 日石川県警察本部訓令第 11 号）」を遵守させるととも

に指揮官、指導者の指示は確実に実行させること。

射撃場勤務者及び訓練者の聴器傷害予防のため、必ず耳せんを使用して、射撃訓練を行わせること。また、射撃訓練時の指揮官の位置及び勤務体制の改善等に配慮するとともに、聴力検査による聴力障害者の早期発見に努めること。

覆道式射撃場内の換気に留意すること。また、射撃場勤務者には、禁煙又は節煙を指導するほか、精密検査等による健康障害者の早期発見に努めること。

射撃場勤務者及び訓練者には、射撃訓練の終了後に、必ず洗眼、うがいを励行させること。

冬期における訓練は、手のかじかみに起因する事故防止のため、特に保温に留意すること。

(2) けん銃操法訓練を行うときの措置

けん銃操法訓練（(1)の場合を除く。）を行うときは、「警察官けん銃使用および取扱い規範」及び「けん銃訓練要綱」に定めのない事項については、次の措置をとること。

ア 監督者、指導者等の位置等

訓練を行うときは、監督者（訓練立会責任者）を立ち合わせ、訓練全般を見渡せる安全な場所に位置させること。

指導者は、訓練者から向かって右斜め前方に位置させること。ただし、特殊訓練弾による訓練を行わせるときは、訓練者の後方ほぼ中央とすること。

補助者は、訓練者から向かって左斜め前方に位置させること。ただし、随時、訓練者の後方を移動しながら、操法の個別指導及び矯正を行わせること。

イ 訓練開始前の措置

訓練者に、回転式けん銃携帯者及び自動式けん銃携帯者があるときは、努めて訓練場所及び時間を異にして訓練を行わせること。やむをえず同時に訓練を行わせるときは、銃種による班を編成して行わせること。

訓練は、けん銃つりひもをつけたまま行わせること。

「たまぬけ」及び「たまこめ」は、訓練員を一行横隊にして、指揮官の指揮により一斉に行わせること。

ウ 訓練中の措置

指導者に、訓練者全員が号令による操法が終わったことを確認させた後に、次の操法の訓練を行わせること。

エ 訓練後の措置

訓練記録を作成し、次の訓練資料の参考に資すること。

使用装備品の手入れ、補修を完全に行わせること。

(3) スキー訓練

訓練場の選定に当たっては、訓練者の数及び技能等を考慮し、指導者に実地踏査を行わせ、危険か所を明らかにする等、綿密な訓練計画を策定するとともに、事前に訓練者にその内容を周知徹底させておくこと。

気象条件の研究及び気象条件の変化に対応した措置をとらせること。

凍傷等の障害防止に必要な知識の教養を行うとともに、救急用具及び通信器材の整備をさせること。

訓練器材は、訓練者の技能に応じたものを選択させ、事前に点検し、不備な点は整備をさせること。

雪の条件に配慮するとともに、雪崩の発生するおそれのある場所では訓練を行わせないこと。また、指導者の監視下において訓練を行わせること。